# 訪問看護ステーション りぶら 運営規程

## (事業の目的)

第1条 合同会社 WOV が開設する 訪問看護ステーション りぶら(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防サービスについては要支援状態)であり、主治医が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、 全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう に支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション りぶら
- ② 所在地 長崎県佐世保市田ノ浦町43番地16

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資 格	常勤	常勤	非常勤	非常勤	備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	経験のある看護師	1	1名	_	_	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名		_	_	常勤兼務の者は管理者と兼務
		以上				
	准看護師		1	_	_	
理学療法士		1	1		_	
作業療法士			_	_	_	
言語聴覚士		_	_	_	_	
事務職員		1名	1	_	_	

#### (1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

## (2)看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ③ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ④ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

#### (事業の内容)

- 第6条 事業の内容は次のとおりとする。
  - ① 病状・障害の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
  - ④ 床ずれの予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症患者の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑨ カテーテル等の管理
  - ⑩ その他医師の指示による医療処置

#### (利用料等)

- 第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 その他の費用については、重要事項説明書のとおりとする。

## (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐世保市、東彼杵郡川棚町、波佐見町区域とする。(離島を除く)

## (緊急時等における対応方法)

- 第9条 1 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町 村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を 講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護 [指定介護予防訪問看護] の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (衛生管理等)

- 第10条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的 な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会(zoom 等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に 実施する。
- (4) 感染症、災害発生時に迅速に行動できるよう、事務所内の役割分担の確認、実践するケアの演習 を定期的(年1回)実施する。

## (苦情処理)

- 第11条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速か つ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応

- じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民 健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた 場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## (虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。 (年1回)
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
  - (5) ご利用者様が青年貢献制度を利用できるよう支援を行う。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
  - (1)利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 拘束等を行いません。
  - (2)やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

## (個人情報の保護)

- 第13条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (業務継続計画の策定)

#### 第 14 条

- 1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## (ハラスメント対策)

#### 笙 15 冬

- 1. ハラスメント対策を強化する観点から、事業所が必要な措置を講じるものとする。
- (1) 指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによ

り訪問看護等の就 業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じなければならない

- (2) 併せて、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる
- (3)職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- (4) 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な、相談対応のための担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知すること

## (その他運営についての留意事項)

- 第16条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備する。
  - ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、サービスを提供した日(計画にあっては当該計画の完了の日)から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社WOVと訪問看護ステーション りぶらの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

令和5年4月13日 改訂 令和6年4月1日 改訂